

17世紀初頭の朝鮮・女真・日本 —1609年蔚山府戸籍大帳をてがかりに—

山内民博

はじめに

慶尚道蔚山の1609年度（光海君元年）の戸籍大帳⁽¹⁾は現存大帳として二番目に古いもので、17世紀初の戸口に関する重要な史料として研究の対象とされてきた。しかし、そのなかに「向化」や「降倭」と表記された人物が記載されている点については、これまであまり関心を引くことがなかった⁽²⁾。向化とは「倭野人之向国投化者」、すなわち倭人や野人（胡人・女真人）で朝鮮に投化・帰化した者をいい⁽³⁾、本戸籍大帳の向化は主として女真系とみられる。降倭とは朝鮮に投降した日本人のことで、ここでは壬辰丁酉倭乱（文禄・慶長の役）中の投降者を意味する。本報告では、この1609年の蔚山府戸籍大帳に登場する向化・降倭記事をてがかりに、17世紀初めの東北アジア地域ネットワークについて、朝鮮に視点を置きながら検討してみたいと思う。

朝鮮王朝の建国以後16世紀にかけての対外関係は、国家レベルでみると明との朝貢・冊封をつうじた事大関係、日本の室町政権との交隣関係を基礎としていた。日本との交隣関係は足利義満が明の皇帝から日本国王に冊封され、明を中心とした国際秩序に加わったことが前提となっており、朝鮮国王と日本国王とは対等な立場に立っていた。ただし、日本との関係は多元的であり、対馬の宗氏をはじめとする西日本の諸勢力からも盛んに使節が派遣され交易がおこなわれた。さらに倭寇懐柔策として朝鮮に投降・帰化する倭寇には朝鮮の官職や交易上の特権を与える措置がとられ、それを契機に向化倭人・受職倭人などと呼ばれる者が登場した⁽⁴⁾。一方、北方では朝鮮建国以来領域を拡大し、女真にたいしときに武力を用いつつ投降・帰化をうながし、また官職を与えて懐柔した⁽⁵⁾。朝鮮側に帰順・受職した女真人は、倭人同様に向化女真・受職女真（野人）などと呼ばれた。

倭人・女真人の側からすると、向化・受職といった行為は交易など自身の利益を追求した結果であったが、朝鮮とかれらとの関係は垂直的・羈縻的なものであり、そこに朝鮮を中心とした華夷秩序をみることができよう。明を中心とした国際秩序に参加しつつ、朝鮮独自の秩序も併行して存在したのである。

16世紀末の日本の朝鮮侵攻（壬辰・丁酉倭乱、文禄・慶長の役）、17世紀にはいつてのヌルハチによる女真の統合、さらに明清交替へとつづく大変動は、以上のような朝鮮の複合的な国際秩序を根底からくつがえすことになる。1609年蔚山府戸籍大帳はこうした変動期のた

だ中に作成されており、向化や降倭という外来者の記載自体興味深い。

そこで、今回は1609年蔚山府戸籍大帳に登場する向化・降倭について、かれらがどのような存在であり、いかなる経緯で蔚山の戸籍に登録されたのか検討し、この時期の朝鮮の向化・降倭政策、ひいては東北アジア地域ネットワークの性格について考えてみたい⁽⁶⁾。なお、時間的な制約もあり、向化・降倭記事の詳細な分析は別の機会に譲りたい。

1. 蔚山府戸籍大帳にみえる向化

1 蔚山府戸籍大帳の向化記事

蔚山は朝鮮半島東南岸に位置し、15世紀から16世紀初にかけて日本人が来港・居住した塩浦もここにあった。慶尚左道兵馬節度營（左兵營）の置かれた軍事上の要地でもあり、壬辰丁酉倭乱時には日本軍が西生浦倭城、蔚山倭城を築いて戦場となっている。16世紀末に郡から都護府に昇格し、慶尚左道兵馬節度使（左兵使）が都護府使を兼任していた。

本蔚山府戸籍大帳は表紙を含め巻首・巻末が失われており、元来の書名は不明である。しかし、記載されている内容からみて、蔚山の光海君元年己酉・1609年のものであると判断される⁽⁷⁾。巻首・巻末の落丁にくわえ破損箇所も少なくないが、9里1240戸程度の記載を確認できる。

そのなかで向化という記載は3里20戸の33人にみられる（表1）。たとえばつぎのような例である。

戸統向化李文山、年參拾伍乙亥、本大元越江、[父向化坪乙郎伊、祖向化甫致、曾祖向化族孫、外祖向化李叱介、本大元]

妻向化召史、年貳拾陸甲申、本大元、[父向化我内隠石、祖向化我松阿赤、曾祖向化我ト伊、外祖向化金徳斤、本大元]（東面農所里、[]内は双行）

本戸籍大帳では、各戸は「戸」字ではじまり、おおむね10戸ごとに「統」字を付して統にまとめている。つづいて戸の筆頭者（戸主）・妻・子女などの情報が記されるが、良身分戸主の場合、職役（部将・水軍など官職名や役名）・姓名・年齢・生年干支・本貫・四祖の順に記載されている⁽⁸⁾。上例「向化李文山」の記載形式も通常の良身分戸主と変わりなく、良身分として登録されているとみてよからう。ただし、姓名の前に「向化」とあり、本貫を「大元越江」としている点で特徴をもつ。

向化の記録は朝鮮時代初期からみられる。種族名を付した表記に向化野人・向化女真・向化胡人・向化倭人などあり、主として北方女真人系と倭人・日本人である。本戸籍大帳の記載は単に向化とあるのみで種族名は明記されていないのであるが、本貫がそれを考えるひとつの材料となる。

表1に示したように向化の本貫としては、大元越江（2人）・大元（16人）・大原（1人）・黒龍江（10人）・大同江（1人）があらわれる⁽⁹⁾。ただし、子細にみると大元越江を本貫と

表1 向化戸口一覽

面里	里内戸順	冒頭称	職役 姓名等	年齢	本質	四祖身分職役				外祖本質
						父	祖	曾祖	外祖	
東面 農所里	220	統戸 妻	向化 李文山	35	大元越江	向化	向化	向化	向化	大元
			向化 召史	26	大元	向化	向化	向化	向化	大元
	221	戸 妻	向化 李允石	34	大元越江	向化	向化	向化	向化	大元
			向化 召史	41	大元	向化	向化	向化	向化	大元
	222	戸 妻 奴	向化宣武原從功臣軍功部將 金應澤	43	大元	向化	向化	向化	向化	大元
			向化 召史 連國	39 22	大元	向化	向化	向化	向化	大元
	223	戸 妻	向化 金彦長	53	大元	向化	向化	向化	向化	大元
			向化 召史	47	大元	向化	向化	向化	向化	大元
	224	戸 妻 率男	向化 安卜	34	黑龍江	向化	向化	向化	向化	大元
			向化 召史	23	黑龍江	向化	向化	向化	向化	黑龍江
			向化 小斤口	17						
	225	戸 妻 率男	向化 金莫同	48	大元	向化	向化	向化	向化	大元
			向化 召史 命卜	50 15	大元	向化	向化	向化	向化	大元
	226	戸 妻	向化 安守	28	大元	向化	向化	向化	向化	大元
私婢 順介			27	興海	私奴			母私婢		
227	戸 妻 率男	向化宣武原從功臣軍功副正 金丙夫	47	大元	向化兼司	向化禦侮 將軍		向化	大元	
		向化 召史 仁希	42 14		向化	向化	向化	向化	大元	
228	戸 妻 率男	向化宣武原從功臣軍功主簿 金有世	38	大元	向化兼司 僕	向化禦侮 將軍	向化	向化	大元	
		向化 召史 應守	36 15	大元	向化	向化	向化	向化	大元	
229	戸 妻	向化宣武原從功臣軍功主簿 金仲元	35	大元	向化兼司 僕	向化禦侮 將軍	向化	向化	大元	
		向化 召史	31	大元	向化	向化	向化	向化	大元	
230	戸 妻	向化 李允夫	39	大元	向化	□□	向化	向化	大元	
		向化 召史	40	大元	向化	向化	向化	向化	大元	
233	新戸 妻	向化 安芻卜	19	黑龍江	向化	向化	向化	向化	黑龍江	
		□□ □史	20		宣武原從 功臣判事	兼司僕	禦侮將軍	向化	黑龍江	
東面 柳等浦 里	159	戸 妻	向化 金應丁	46	黑龍江			不知	不知	黑龍江
			良女 召史	46	黑龍江			不知	不知	黑龍江
	160	戸 妻 率先妻子	向化 李石老	65	黑龍江					黑龍江
良女 召史 性福			54 18	慶州	正兵	正兵	不知	不知		
162	戸 妻	向化 洪守 良女 召史	43 43	大同江				不知	大同江	
南面 温陽里	148	新戸 妻 率子	向化 孫德山	37	大原	向化	向化	□□	向化	大原
			□女 □分	39	壤陽	驛子	驛子	不知	正兵	杵城
			孫玉	14						
	266	新戸 妻 率子 率男	向化 金三巾	67	黑龍江	向化	向化	不知	向化	黑龍江
			良女 内隠非 向化 松伊 金伊	68 35 29	壤陽	海尺	不知	不知	海尺	壤陽
268	新戸 妻 所生	向化 金銀金 私婢 卜代 婢 卜介	31 11	黑龍江	向化 私奴	向化	向化	□□ 母良女	壤陽	
292	戸 妻	向化 金福守	61	黑龍江					黑龍江	
		向化 召史	55	黑龍江		不知	不知	不知		
328	新戸 一男 二男	向化 金金伊	55	黑龍江	向化	向化		向化	黑龍江	
		金伊 石乙伊	25 13							

する向化の兄弟に大元を本貫とする者があり、本貫大元の向化の兄弟に黒龍江を本貫とする者もいる。黒龍江と大同江の本貫者にも同様の例がみられる⁽¹⁰⁾。また、大原は大元に音通しよう。したがって、これらの本貫は関連の深いものと考えられる。

大元という本貫それ自体はモンゴルを連想させるが、黒龍江と通用されている点からすれば、大元本貫者をモンゴル系とみる必要は必ずしもなかろう。黒龍江を発祥の地と自認する人々が、大元を本貫として称することもあったと考えられるのではなかろうか。また、大同江がかりに朝鮮の大同江を指すのであれば、それはかれらの居住地の移動と関連しているのかもしれない。いずれにせよ、向化表記とあわせてみれば、かれらが豆満江・鴨緑江以北に関連を有する外来者として戸籍に記載されていることは認めてよい。

もう一つ注目すべきは、4人の向化が宣武原従功臣号と軍功部將・軍功副正・軍功主簿といった官職をもっている点である。宣武原従功臣は1605年に壬辰丁酉倭乱で功績のあった9060人へ授けられたもので⁽¹¹⁾、『宣武原従功臣録券』にはこの4人の名が三等功臣として記載されている。軍功部將などとあることからすると、倭乱時に軍功を立てて官職を授けられ、宣武原従功臣にも入れられたのであろう。少なくとも蔚山府戸籍大帳の向化の一部は、倭乱時から朝鮮と密接な関係をもっていたようである。

2 向化の来歴

では、かれらはどのような経緯で蔚山という半島南部の地に出現することになったのであろうか。

15世紀以来、朝鮮の東北境、豆満江流域には五つの鎮（慶源・会寧・慶興・鍾城・穩城）が置かれ、女真人にたいする防備と綏撫にあたった。16世紀中葉頃から朝鮮では五鎮付近に住む女真人を藩胡と呼んでいた。1580年代以降、女真諸勢力間の争いが激化し、壬辰倭乱時には日本軍が北上して豆満江を越えるなど、この地域も流動化し始めた。1598年頃、茂山の女真老土は会寧の藩胡を攻め、1605年には忽刺温（フルン、海西女真）が鍾城を襲い朝鮮軍と交戦した。1607年、ヌルハチは兵を送って鍾城近くでフルンのウラを破り、以後、この地域の藩胡はヌルハチによって西方に移住させられることになる⁽¹²⁾。

このような状況の中で、女真人の中には朝鮮内地へ移動する者もあらわれた。1602年、司憲府から国王への啓につきのようにある。

憲府啓曰……近来向化胡人、出来之數甚多。使之聚居於近京列邑、似非得宜。而如楊州樓院路傍所居胡人、則自成一村……且称其族類之胡人、自北出来相尋、而一路亦不得察禁。若此不已、漸至滋蔓、則他日之為患。難保其必無、請命散置僻處、俾無屯聚作挈之弊。答曰、依啓。（『宣祖實録』35年正月辛丑、1602年）

近来、出来する向化胡人の数がはなはだ多く、首都漢城に近い楊州樓院の路傍では胡人が一村をなして居住していると指摘している。フルンの侵攻のあった1605年には会寧胡人馬甫太らが内徙を願っており⁽¹³⁾、16世紀末葉からの東北境の動乱が女真人移動の背景にあったと

みられる。また、上掲1602年の向化胡人記事の前段では、司憲府が「咸鏡道では凶荒が甚だしく、人民はほとんど流亡している」として、賑恤策を提議している。この年、半島北部では飢饉が深刻な状態となっており、それも女真人移来の要因となったのであろう。

上掲司憲府の啓では、こうした向化胡人が「他日の患」となることをおそれ、僻処に散置することを提案している。その散置僻処はつぎのように具体化された。

江原道觀察使朴東亮馳啓曰……備辺司啓下事目内、樓院向化胡、京畿陰竹等地・忠清・慶尚等道、量宜分送、使之安插、数年間量給口糧事、礼曹蒙允举行矣。（『宣祖実録』36年3月丙子、1603年）

樓院の向化胡人は京畿陰竹・忠清道・慶尚道に分送され、数年間口糧を支給されることになったのである。ただし、このとき慶尚道に送られる予定であった向化僉知李良秋ら60人余りは実際には江原道に送られており⁽¹⁴⁾、かれらが蔚山府戸籍大帳の向化というわけではなさそうである。とはいえ、この時期増加していた向化胡人は、僉知李良秋ら受職者を含め、朝鮮政府によって政策的に各地に送られたのであり、蔚山もその分送地の一つであったと考えられる⁽¹⁵⁾。

ただし、こうした16世紀末からの東北アジアの戦乱・変動を背景とした移動とはやや性質の異なる胡人流入もみられる。1532年、領事鄭弼はつぎのように述べている。

光弼曰……大抵称向化者、来居文川、德源、洪原、而侵入于江原道洪川、歛谷、高城、杆城、以捉魚為業、漸至滋漫、流入于京畿麻田、今則又入忠清道、遷徙自如。（『中宗実録』27年9月庚午、1532年）

向化を称する者が、咸鏡道沿岸の文川、徳源、洪原に来居し、江原道の洪川、歛谷、高城、杆城へと南下し、さらに京畿・忠清道にもあらわれているというのである。かれらは捉魚を生業とする海民・水民であり、自由に遷徙していた。17世紀前半の史料にも海浜に住んで漁採を生業とする向化胡人が登場する⁽¹⁶⁾。豆満江河口の東北には漁獵を生業とする骨看兀狄哈（クルカ）がいて、15世紀前半に朝鮮と交渉があった⁽¹⁷⁾。16世紀、半島東岸に出現する向化はクルカなど豆満江以北の海民との関連が予想されよう。

蔚山府戸籍大帳の向化にも海民と関係をもつ者がいる。温陽里の向化金三巾の妻良女内隠非は父と外祖の職役が海尺（海辺漁人⁽¹⁸⁾）と記載されている。また、金三巾とその息子金銀金の戸は温陽里のほかの向化とは離れて、海尺戸が並ぶ中にあらわれる。蔚山府戸籍大帳の向化の多くは向化間で婚姻しているが、金三巾は海尺の娘を妻とし、海尺とまじって暮らしていたようである。金三巾が捉魚を生業とする向化胡人であった可能性もあながち否定できないように思われる⁽¹⁹⁾。

2. 蔚山府戸籍大帳にみえる降倭

1 蔚山府戸籍大帳の降倭記事

降倭は4里11戸に12人を確認できる(表2)。つぎのような例である。

戸降倭主簿信時老、年伍拾参丁巳、甲午肆月分出来、左防禦使陣従軍

妻良女召史、年肆拾庚午、本全羅道、児時父母俱没、肆祖不知

侠白於屯、年参拾捌壬申、本全羅道、児時父母俱没、肆祖不知

表2 降倭関連戸口

里	里内戸順	冒頭称	職役 姓名等	年齢	本貫	四祖・追加記事
北面 凡西里	48	戸	降倭主簿 信時老	53		甲午肆月分出来、左防禦使陣従軍
		妻	良女召史	40	全羅道	児時父母俱没、肆祖不知
		侠	白於屯	38	全羅道	児時父母俱没、肆祖不知
	49	戸	降倭僉知 古叱非	50		去甲午肆月分出来、左防禦使陣従軍
		妻	良女 甘未	43	忠清道	肆祖不知
	50	新戸	降倭僉知古叱非侠晋州案付寺奴 萬乞	56		父寺奴萬同児時母俱没四祖不知
		妻	良女召史	57	晋州	児時父母俱没、肆祖不知
	51	新戸	同侠私奴 石乙孫	45		児時父母俱没、肆祖不知、上典全羅道南原居楊午生
		妻	良女召史	47	晋州	父正兵朴守山児時俱没參祖不知
	52	新戸	降倭古叱非侠全羅道淳昌府正兵 徐允鶴	37		父正兵豆應乞児時俱没參祖不知
		妻	私婢 億代	50		父私奴?叱孫母良女今伊、上典報恩居安末叱守
	53	戸	降倭 右時老	48		
妻		私婢 春代	28		戊申年梁山移去	
侠		降倭 也其之	33		戊申年梁山移去	
南面 青良里	69	戸	降倭僉知 高叱已	40		甲午年出来、今年正月密陽移去
		率妻	全羅道扶安人	43		
		童男	子上	9		
		率居	楊古老	53		
		率男	趙介	23		
	70	戸	降倭 金茂伊	50		甲午年出来
		率妻	梁山人良女	37		
		率男	金俊金	28		
	71	戸	降倭司正 礼時乃	38		
		率妻	私婢 石乙進	39		父私奴口大母良女萬里
女子		婢 件里	15		節現、上典蔚山居柳百春	
72	戸	降倭司正 烏汝武	45		甲午年出来	
	率妻	晋州良女召史	43			
南面 温陽里	142	新戸	降倭僉知 高小乃	37		
		妻	良女召史	26	金海	父正兵夢石三祖不知
南面 熊村里	60	戸	降倭僉知 世和致	40		
		妻	召史	45	蔚山	
		又妻	良女召史	30	京中	父金希福二祖不知外祖金福本果川
		侠人	正兵 崔文	46	長興	父白三祖不知
		侠人	金介	35	全州	父生三祖不知、今年正月分逃亡
	侠人	崔目隨同	15		節現	
	61	戸	降倭副練判事 老已汝茂	46		
		妻	召史	56	長城	父李千三祖不知
		侠人	良 鄭介	38	羅州	父山三祖不知
	62	戸	降倭判事 世叱已	39		
妻		私婢 夢化	30		上典黃山駅吏崔芳草	
侠人		奴 命生	37	慶州	父命春母私婢小今、妻寺婢億每、上典慶州居黃生	
侠人		金山	53	興陽	父正兵許夫祖石乞曾祖不知外祖金公希本密陽	
妻		良女召史	38	開寧	父正兵成徳三祖不知	
62	侠人	李福男	44	興陽	父水軍仁之祖水軍日生曾祖不知外祖正兵金守本興陽	
	妻	良女召史	35	南平	父正兵崔永守二祖不知外祖水軍金山福本南平	

降倭につづいて主簿とあるのは官職名で、信時老は姓を含まず名のみであろう。年齢と生年干支を載せるのは通例の戸と同じであるが、本貫・四祖はない。本貫・四祖が記録されていないのはすべての降倭戸主に共通し、戸籍大帳の記載形式として異質である。名の表記はこの時期の朝鮮史料にみえる日本人名と類似しており⁽²⁰⁾、日本名の音写なのであろう。

壬辰丁酉倭乱中に少なからぬ日本兵が朝鮮側に投じたことはよく知られており、朝鮮ではかれら降倭を日本軍との戦闘や日本軍への工作などさまざまに利用した。戸籍大帳記載の降倭のうち9人は主簿・僉知・司正・訓練判事・判事といった官職をもっており、軍功など功績を立てて授けられたものであろう。

2 降倭の来歴

蔚山府戸籍大帳の降倭の来歴について考える上で注目されるのは、「甲午（肆月分）出来」、「左防禦使陣従軍」といった年齢干支の後に付された記述である。「甲午肆月分出来」ないし「甲午出来」という記事は5人の降倭にみえる。甲午年は1594年（宣祖27年）にあたり、ちょうど朝鮮政府が積極的な降倭誘致に乗り出した時期である⁽²¹⁾。「左防禦使陣従軍」という記事は信時老と古叱非の二人にあり、いずれも「甲午肆月分出来」につづいて記されている。甲午年四月に朝鮮側に投じ、左防禦使の陣にあって従軍し日本軍と戦ったことを示すのであろう。

左防禦使はおそらく慶尚左道防禦使であろうが、それにあたる可能性のある人物に金応瑞がいる。倭乱中活躍した武官で、1594年当時慶尚道防禦使であった⁽²²⁾。降倭の誘致・利用に積極的であり、かれのもとで多くの降倭が戦っている⁽²³⁾。日本軍撤退後の1599年慶尚左兵使として蔚山にいたが、父喪を理由に職を辞した⁽²⁴⁾。そのため、金応瑞麾下の降倭の処遇が問題となり、つぎのような措置がとられることになった。

備辺司啓曰、金応瑞所領降倭、分送于平安・黄海道僻処、以為生活事、自本司入啓允下矣。来京降倭等、逐日来訴于本司曰、渠輩出来年久、各有妻子田土、安居務農、今若卒然移徙、則非但遠赴他道、生利無門、如此凍寒、路死可慮。限年仍留本道、俾得全活云。觀此降倭所訴、皆以遷徙為重難、似難驅迫入送。在蔚山者、令兵使率領、在密陽者、令防禦使率領、姑令仍留、以待後日処之何如。伝曰、允。（『宣祖実録』32年11月庚戌、1599年）

すなわち、金応瑞の領下にあった降倭は平安道・黄海道の僻処に分送し生活させることにいったん決した。しかし、降倭が来京してその決定の撤回を求め、結局、蔚山にいる降倭は兵使（慶尚左兵使）に率領させ、慶尚道の密陽にいる降倭は防禦使に率領させてしばらくは慶尚道に留め、後日あらためて処分を決めることとなった。このとき兵使の管下に置かれた蔚山の降倭が、1609年の戸籍大帳に登場する降倭たちであると考えられる。

また、上掲史料には降倭たちが「各々妻子があり田土をもち、安居して農事に務めている」とあるが、戸籍大帳の降倭戸主11人はみな妻帯しており、うち一人には妻が二人いる。降倭

妻は朝鮮の女性と考えられ、良身分の者と婢とがいる。ただし、良身分の女性にしても本貫・四祖が記されていないか、記載されていても変則的な例が多く、上層の女性がいるとは思えない。

田土について戸籍から知ることはできない。ただし、李适の乱（1624年）の後、反乱に加わった降倭の慶尚道所在の耕地180余結が没収されていることからみても⁽²⁵⁾、一定の経済的基盤をもっていたであろうことは推測される。また、降倭の所有奴婢はいないが、「侠・侠人」と記された者が降倭戸の内外に記されている。侠人・侠戸（挟人・挟戸）とは「他人の家屋やそれに附属する建物に寄居する人口・世帯」であり⁽²⁶⁾、戦乱およびその後の混乱の中で降倭の下に投入した人々なのであろう⁽²⁷⁾。

3. 向化・降倭の把握と統制

蔚山府戸籍大帳の向化・降倭記事において、第一に重要な点は向化・降倭が戸籍に記載されているという事実そのものである。それは向化・降倭といった外来者が17世紀初頭の蔚山に流入していたことを示すと同時に、国家がかれらを戸籍を通じて把握していたということも意味する。

向化・降倭も広い意味で朝鮮の民として扱われていたとはいえるが、かれらは向化・降倭という標識をつけられることによって出自が明示され、ほかの民とは区別されたのである。里末尾に記された戸口数集計欄（已上条）の記載方式にもそれはあらわれる。本戸籍大帳の各里末尾では里内の戸口数をまとめた上、口数の内訳を主として良・公（公奴婢：官庁所属）・私（私奴婢：私人所有）という良賤身分制に基づく区分を基本に示している。しかし、向化と降倭はいずれの里でも良・公・私には入れず、別途向化・降倭として口数が記されている⁽²⁸⁾。

このように向化・降倭を向化・降倭として戸籍に登載し把握した背景の一つには、かれらに対する警戒感があったとみられる。前掲1602年の司憲府啓では、増加する向化胡人が「他日の患」となることを憂い僻処に散置することにしたのであり、金応瑞のもとにいた降倭も北方の僻処に分送しようとしていた。1601年には密陽の降倭について、もし日本の再侵といた急事があればかれらが日本側に投じるおそれがあるので、本国と遠く離れた北方列邑に分置し、胡人にたいする防衛にあたらせるべきという提案もなされている⁽²⁹⁾。蔚山府戸籍大帳において、向化・降倭はそれぞれ一箇所に集中せず、複数の里に分散して記載されているが、それもこうした警戒感にもとづく国家の意図的な配置であったのかもしれない。

また、とくに降倭の場合、上述したように北方への赴防という軍事的利用が図られた。蔚山・密陽の降倭の北方分送はいったん見送られたが、16世紀末から降倭が平安道・咸鏡道方面に軍士として送られていたことは確認できる。一定の期間を区切った赴防という形もあり⁽³⁰⁾、蔚山の降倭にしても動員の対象として把握しておく必要があったのであろう。

おわりに

韓文鍾は壬辰倭乱期の降倭を朝鮮初から存在する向化倭人・受職倭人の中に位置づける視点を提示したが⁽³¹⁾、1609年の蔚山府戸籍大帳に登場する向化についても同様の理解が可能であろう。冒頭に述べた朝鮮を中心とした華夷的な秩序原理は17世紀初頭にも生きており、朝鮮は領内の女真人や日本人を向化・降倭として処遇したのである。

ただし、この時期の向化・降倭の流入は国際情勢の変動を背景としており、17世紀前半の女真の統合と勢力拡大は、朝鮮が従来のような関係を女真人との間に結ぶことを不可能とした。1627年と1636年の二度の侵攻を受け、朝鮮国王は清の皇帝に臣属した。それにともない、清は朝鮮領内向化人の送還を要求してきた⁽³²⁾。向化人の送還は必ずしも徹底したものでなかったが、少なくともそれ以後新たに女真人が向化として朝鮮に流入する可能性はなくなった。一方、日本においても幕府・対馬藩に対朝鮮外交が一元化され、日本人の海外渡航が原則禁止されることによって、降倭・向化倭人のような存在が生まれる余地はなくなったのである。

注

- (1) ソウル大学校奎章閣韓国学研究院蔵。奎14986。目録タイトル「光海一年己酉蔚山戸籍大帳」。翻刻に嚴正鎔解題・移記『己酉式蔚山戸籍大帳』（五月企画、2002年）がある。
- (2) 本戸籍大帳を用いた研究に、韓榮國「朝鮮中葉의 奴婢結婚様態」上・下（『歴史学報』75・76合輯、77、1977・1978年）、韓榮國「『豆毛岳』考」（『韓功博士停年紀念 史學論叢』、1981年）、金俊亨「朝鮮後期蔚山地域의 郷吏層變動」（『韓国史研究』56、1987年）などある。
- (3) 『経国大典註解』後集、註解上、戸典・収税条。
- (4) 向化・受職倭人については、韓文鍾『朝鮮前期向化・受職倭人研究』（国学資料院、2001年）に詳しい。
- (5) 河内良弘『明代女真史の研究』（同朋舎出版、1992年）、ケネス・R・ロビンソン「朝鮮王朝—受職女真人の関係と『朝鮮』」（『歴史評論』592、1999年）など。
- (6) なお、17世紀初頭の朝鮮の対女真関係を扱った研究として、稲葉岩吉「光海君時代の満鮮関係」（大阪屋号書店、1933年）、徐炳國「宣祖時代女直交渉史研究」（教文社、1970年）、崔韶子「明清時代中韓関係史研究」（梨花女子大学校出版部、1997年）、金鍾圓「近世東アジア関係史研究」（예안、1999年）、寺内威太郎「近世における朝鮮北境と中国—咸鏡道の国境貿易を中心に」（『朝鮮史研究会論文集』36、1998年）などがある。
また、降倭を含む日本における壬辰倭乱研究について六反田豊ほか「文祿・慶長の役（壬辰倭乱）」（『日韓歴史共同研究委員会報告書（第1期）』<http://www.jkcf.or.jp/history/report2.html>）が整理している。
とくに倭乱後の降倭については、中村栄孝「朝鮮役の投降倭将金忠善」（同『日鮮関係史の研究』中、吉川弘文館、1969年）、北島万次「壬辰倭乱における降倭の存在形態—その素描」（『歴史評論』651、2004年）、李章熙「壬辰倭乱史研究」（亜細亜文化社、1999年）388～392ページ、韓文鍾前掲『朝鮮前期向化・受職倭人研究』175～181ページ、김문자「壬乱時 降倭問題」（韓日関係史研究論集編纂委員会編『壬辰倭乱과 韓日關係』景仁文化社、2005年）357～361ページなどが検討している。
- (7) 壬辰倭乱によって中断していた戸籍作成が再開されたのは1606年のことであった（『宣祖実録』39年

6月己未)。戸籍は3年に一度の式年に作成されたので、1609年は再開後、二度目の式年にあたる。17世紀前半の戸籍大帳としては蔚山府戸籍大帳のほか、1606年と1630年の山陰県戸籍大帳が残るが、山陰県の戸籍大帳に向化・降倭は記載されていない。

なお、1609年蔚山府戸籍大帳の書誌的事項については、韓榮國前掲「朝鮮中葉의 奴婢結婚様態」上、嚴正鎔前掲「己酉式蔚山戸籍大帳」解題参照。

- (8) 賤身分(奴婢)戸主の場合、身分(私奴・寺奴など)・名・年齢・生年干支・父母名(・上典等記事)という形式をとる。
- (9) ほかに本貫の記されていない向化が3人いるが、うち2人は戸籍記載形式上、元來本貫を記さない率子・率男である。
- (10) 表1の東面農所里李允石(本大元越江)と李允夫(本大元)、同じく農所里安ト(本黒龍江)と安守(本大元)は、ほぼ四祖名が共通する兄弟である。また、農所里金有世妻召史・金仲元妻召史・金応沢妻召史(いずれも本黒龍江)と柳等浦里洪守(本大同江)も兄弟姉妹関係にある。
- (11) 『宣祖実録』38年4月庚申。
- (12) この間の朝鮮・女真関係については、稲葉岩吉前掲『光海君時代の満鮮関係』50～79ページ、徐炳國前掲『宣祖時代女直交渉史研究』、寺内威太郎前掲『近世における朝鮮北境と中国』134～138ページを参照されたい。
- (13) 『宣祖実録』38年11月甲申。
- (14) 朴東亮の啓にはつづいて「因慶尚道分配向化僉知李良秋、僉知李沙良介、僉知李巨奉介等及其以下六十人等所訴、京畿道別定差使員、於江原道原州地、定配下送。」とある。
- (15) 丙子胡乱(1636年)後、向化人の清への送還がおこなわれるが、送還された向化の朝鮮における居住地として京畿豊徳・坡州・水原・安州・龍仁、黄海道豊川・瓮津、忠清道瑞山・全義、全羅道錦山、慶尚道慶州・昌寧などがみえる(『瀋陽状啓』辛巳4月20日、27日、9月25日、壬午正月28日、4月2日)。
- (16) 「備辺司啓曰、向化胡人、布满諸道。非我族類、或居海浜、漁採為業、或在内地、耕獵為事、生子生孫、寔繁有徒。」(『光海君日記』6年7月乙亥、1614年)。
- (17) 『太宗実録』10年5月丙子、1410年。骨看兀狄哈については、河内良弘「骨看兀狄哈管見」(『清朝と東アジア—神田信夫先生古稀記念論集』山川出版社、1992年)参照。
- (18) 『端宗実録』につぎのようにある。「内需所啓曰、本宮属咸吉道諸邑海尺、[海辺漁人、俗称海尺]、鷹師正戸三百内、未充数十二戸、令其道監司、用其子孫充定、其逃亡老病者、亦漸次充定、每三年一次本宮奴婢推刷時、并推刷成案上送。」(元年2月辛卯、1453年)。
- (19) 妻子の年齢からみて、金三巾が朝鮮へ流入してからかなりの年月が経っているようである。
- (20) ただし、他史料にあらわれる降倭と同一人物は確認できない。信時老という降倭は実録にも登場するが、官職などから判断しておそらく同名の別人であろう。
- (21) 李章熙前掲『壬辰倭乱史研究』368～376ページ、貫井正之『豊臣政権の海外侵略と朝鮮義兵研究』(青木書店、1996年)246～249ページなど。
- (22) 『宣祖実録』27年5月辛丑。
- (23) 金応瑞と降倭の関連を示す史料は数多い。つぎの記事は1597年に金応瑞が降倭を率いて戦ったときのもので、降倭沙也加の名がみえることで有名である。「權標状啓、立功自効金応瑞馳報内……閏倭賊万余名、自雲峯踰入咸陽、直下山陰、三嘉等処、応瑞即率軍兵与降倭、或由徑路、或由直路、分道馳進、則本賊自山陰、直下宜寧、半渡鼎津。天兵数十人適到、与戦士降倭等及前県監李瀟之軍合勢、一時突入薄戦……降倭孫時老逢丸、自左乳下貫、出右膝下、命時不絶。降倭延時老落馬、逢劍即死。副正林青玉、逢劍暫傷。天兵与降倭等所斬、多至七十余級、而奔退進退之間、幾尽散失。天兵斬二級。俊(倭)

僉知沙古汝武斬二級。訓鍊副正李雲、降倭同知要叱其、僉知沙也加、降倭念之、各斬一級。」(『宣祖實錄』30年11月己酉、1597年、下線は引用者)。

(24) 『宣祖實錄』32年2月戊寅。

(25) 「金漢、以守禦庁言啓曰……曾在甲子年適變時、降倭積(籍)沒嶺南田畝一百八十餘結、劃屬本庁、已有前例。」(『承政院日記』英祖4年5月25日乙亥、1728年)

(26) 韓國國「朝鮮 後期의 挾人・挾戸一彦陽縣 戶籍大帳의 挾戸口畧 中心으로一」(『千寬宇先生還曆紀念 韓國史學論叢』正音文化社、1985年)666ページ。最近の挾戸をめぐる議論については李榮薫「朝鮮時代の 主戸一挾戸關係 再論」(『古文書研究』25、2004年)参照。

(27) たとえば「降倭古叱非俠全羅道淳昌府正兵徐允鶴」は軍役名からみて全羅道淳昌の出身者である。この問題は降倭戸の賦役など公的負担の有無ともかかわり、さらに検討を要する。

(28) たとえば温陽里の場合、元戸367戸、実人口950口としたうえで、男女・社老弱別の口数を良・公・私・流民・召募・降倭・向化という区分ごとに示している。流民は蔚山外からの流入民、召募は倭乱後蔚山に置かれた召募陣所属者である。召募陣は遠近の人を召募して軍兵とし、元の身役を免除したもので、流民ともども通常の身分職役編成の外に置かれていたため区別しているようである。

(29) 「姜籤曰、小臣曾從李元翼往嶺南、見降倭六十餘名、聚居密陽地、作為一村、侵擾良民。今須速為処置。若或卒然有急、反投其類、則豈不貽患乎。臣之意、分置于北方列邑、則與其國相隔、且有益於防胡矣。」(『宣祖實錄』34年8月己未、1601年)。

(30) 『宣祖實錄』39年9月22日戊子など。

(31) 韓文鍾前掲『朝鮮前期向化・受職倭人研究』15ページ。

(32) 金鍾圓「初期 朝・清關係에 대한 一考察 一丙子胡亂時의 被擄人 問題를 中心으로一」(『歷史學報』71、1976年、81~83ページ)。